

議長（生田目久夫君） 次，19番川又照雄君の発言を許します。

〔19番 川又照雄君登壇〕

19番（川又照雄君） 19番川又照雄でございます。お許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

新生常陸太田市が誕生して、1年3カ月が経過いたしました。今議会には、平成18年度の予算が上程されておりますが、厳しい財政事情の中にあっても、新市のまちづくりの基本理念である、市民の生活実感重視のまちづくりを求めていかなければなりません。ものだけでなく心の豊かさも含めた、本当の意味での豊かな社会づくりが大きな課題になっております。言うまでもなく地方自治体は、地域に住んでいる住民がつくり上げている団体であり、団体を構成する住民の意向に基づいて、広い意味での住民の福祉を実現していくのが、その目的であります。地域の条件に合わせて、きめ細やかに物事を決めて、実現していかなければなりません。合併後、市民間にささやかれている議員に対する風当たりにもしっかりと耳をかし、議員の資質向上、議会活性化を考えていかなければなりません。私も市議会議員の1人として市民の負託にこたえ、その職責を果たすべきと考えております。新市に地域意識の払拭を図り、美しさのある、真にゆとりと豊かさを実感できる社会を期待し、その取り組みに積極的に参加したいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告どおり一般質問に入らせていただきます。

最初に、農業問題についてお尋ねをいたします。

「10年、20年先の自分たちの集落を考えたことがありますか」という集落営農についてであります。同僚議員の質問から、1点目の集落営農の内容・対応・対策につきまして、重複いたしますので、割愛させていただきます。

2点目の、その中心となる、当市における認定農業者、あるいは認定予定農業者は、全体の耕作者のどれくらいの割合になるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、圃場整備についてでありますけれども、これも、同僚議員の質問に対しまして、市長の答弁等ございましたけれども、要望だけ言わせていただきたいなと思っております。

現状の圃場における環境の点で、今常陸太田市の農業を取り巻く環境の中で、担い手不足、圃場条件のよしあしによる耕作引き受け手の問題、小作料の問題、転作減反の難しさ、高齢化による先行き不安等の理由から、さらに耕作放棄地拡大が予想されております。この辺からも、当市は、10年、20年先を読んだ積極的な圃場整備を推進すべきだと考えております。すばらしい農地を所有する当市にとっては、その優良農地を守っていくことは、使命感さえ感じるのであります。特に優良農地確保の視点で、圃場整備を推進してほしいと要望いたします。

3点目に、耕作放棄地拡大防止対策についてお尋ねをしたいと思います。

当市の基幹産業の位置づけ、あるいは国の食糧自給率向上という点でも、優良農地は積極的に確保していかなければなりません。その点での各地区に展開する耕作放棄地拡大防

止対策について、今年度の方策をお尋ねいたします。以上、農業問題についてお尋ねしたいと思います。

次に、環境問題についてお尋ねをいたします。

372.01平方キロメートルの面積を持つ本市にとっては、今後ますます不法投棄による大気汚染、水質汚濁などの生活環境の悪化、自然保護の問題が懸念されておりますが、国内においても、2003年に判明した不法投棄件数は894件で、投棄量は過去最大で74.5万トンと発表され、何百億円もの修復費がかかると報じられております。

最初に、本市の不法投棄の現況についてお尋ねをいたします。

次に、実際には、実行現場を押さえ、未然に防止することは大変難しいと言われておりますが、本市の防止策についてお尋ねをいたします。

不法投棄には、個人のポイ捨て、犬のふん、そういう問題から大規模な産業廃棄物まであり、規模も種類も千差万別であります。今後、さらなる全市民への協力要請と監視体制づくりが必要と思いますが、ご所見、ご見解をお伺いいたします。

さらに、ごみ有料化と収集についてお尋ねいたします。

環境省も、廃棄物処理法の基本方針を改正し、ごみ処理手数料を原則徴収としました。実際に有料化によってごみが減ったと言われておりますが、新たな問題として、有料化・分別化が市民の負担を増加させ、不法投棄がふえたとも、あるいは有料化によって得られた財源の使途が不明確などの批判も指摘されております。このようなことは、本市にはないとは思いますが、この点での今後の検証、見直しはあるのか、ご答弁願います。

収集については、障害者や高齢者宅へのすべてのごみの有料個別収集方式についてであります。障害者や高齢者にとっては、ごみ処理は大変な苦痛でもあります。家電4品目や粗大ごみの問題もあるとは思いますが、それも含めた一般ごみまで、希望者には実施してほしいと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

続きまして、公民館活動・組織についてお尋ねしたいと思います。

各地区に展開している公民館は、社会教育法に基づき設置され、一定地域の住民のために実生活に即した教育・学術・文化に関する各種事業を行い、住民の集会に便宜を供する施設とされております。

本市においても、各地区26公民館においてすばらしい公民館活動が展開されているようですが、合併後、さらなる大きな活動が求められてきたと思います。少子高齢化社会への対応、学校・家庭・地域などの事件・事故に対する安全安心確保など、それぞれの地域にある諸問題の解消、エコミュージアム活動の拠点として、サテライトとしてもこれから大切だろうと思っております。つまり、大きくなった地方自治体をフォローする役割も生まれてきたように思いますが、今後、行政側よりその役割を提案すべきときだと考えますが、この点についてご質問をしたいと思っております。

また、組織については、これらのさらなる活発な活動をするためには、公民館運営組織の見直し、副公民館長も置くなど、運営委員の数にも、活動規模・内容に応じた地域差も

あっても当然ではあるというような考え方を持っておりますけれども、この点についての公民館活動・組織についてのご所見・ご見解をお尋ねしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 沼田久雪君登壇〕

産業部長（沼田久雪君） 農業問題について、集落営農について、それから耕作放棄地拡大防止対策について、2項目についてご質問がございました。

まず初めの中で、今回の品目横断的経営対策の該当となる数、あるいは認定農業者等についてのご質問にお答え申し上げます。

今回のこの対策で該当となる集落営農団地、農家、あるいはJAを通して出荷している大豆、麦の生産農家で見えますと、おおむね大豆が182名程度、それから麦については196名程度と考えられております。

このうち、この対策の条件を満たすことができると想定される団体、農家について、これは特認事項というのがこれから検討されるわけでございますが、これを除いてみますと、4ヘクタール以上の認定農業者、農家、23名程度、集団営農組織関係11団体が考えられ、非常に厳しい状況が考えられます。今後、JA等詳細の調査を踏まえ、対象農家への説明、集落営農についての合意形成について取り組めるよう、JA、県普及センターなどと十分に協議を行い、対象農家への指導について推進をしまいたいと考えております。

次に、耕作放棄地拡大防止対策についてお答えいたします。

2005年の農業センサスにおける遊休農地の最新版の結果では、市全体で970.9ヘクタールとなっております。前回の12年度の637ヘクタールより333.9ヘクタールの増加をしてきております。急速に進む高齢化と担い手不足により、面積の拡大が懸念されているところでございます。この耕作放棄地の防止対策については、農地の流動化を図り、地域の若手農業者に集積する受託組織の育成、JA、有限会社みずほ農援、あるいは生産法人などの組織拡大を図ることが必要であると考えておるわけでございます。

それから、担い手の農地の流動化の促進活動でございますが、本年度は、昨年10月1日から12月28日まで、農業委員会の流動委員を中心に実施したわけでございます。市内全域を対象に実施をいたしました。この結果、再設定を含め360件、約85ヘクタールの流動化を推進することができたわけでございます。これらを含め、現在、市全体では約618ヘクタールの利用権が設定されており、遊休農地の回避に努めているところでございます。引き続き担い手の拡大、流動化の促進に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 環境問題についてのご質問にお答えいたします。

最初に、不法投棄の現況についてお答えいたします。

今年度の実績を見ますと、2月末現在で太田地区が80件、金砂郷地区が28件、水府地区が80件、里美地区が50件、計238件となっております。品目別では、家電4品目やタイヤ、自転車が特に目立っており、そのほか、空き缶等のポイ捨てなどが数多くあります。これらの情報は、地元町会長や住民の方々からのものであります。悪質な物件については、茨城県や警察との連携で対処しているところであります。

次に、防止対策につきましては、茨城県ボランティア不法投棄監視員や、市、郵便局、警察で、ごみ等の不法投棄の情報提供等に関する覚書を締結し、行政と関係機関が協力して、不法投棄の早期発見、未然防止を行っています。また、常陸太田地区においては、地元の町会長を環境美化推進員に委嘱し、不法投棄の早期発見や、啓発用看板設置を行うなどの防止策をとっております。来年度より、街をきれいにする運動推進協議会の支部設立を行うなど、市内全域を対象にした環境美化推進員の充実により、守備範囲の拡充を図って、地域住民との連絡体制を強化するなど、不法投棄の防止に努めてまいります。

続いて、ごみの有料化によって得られた財源の使途が不明確などの批判も指摘されておりましたが、今後の検証、見直しはあるのかとご質問ですが、ごみ処理関係の手数料は、すべて一般会計の収入となっており、歳出の処理費用に充当されております。また、ごみ処理手数料については、現在ごみ袋1枚当たり30円、持ち込みでの手数料は、10キログラム当たり150円です。県内の他市町村の状況を見ても、妥当な金額であると考えております。

次に、ごみ収集について、障害者や高齢者への有料個別収集についてでございますが、現在、市において、粗大ごみにおいては申し込みにより個別収集を行っておりますが、一般家庭のごみは、ステーション方式により収集を行っていることから、個別収集は行っておりません。また、個別収集は、許可を受けている収集業者や、居宅介護サービスの中でホームヘルパーによる日常生活の支援を行うサービスがありますので、それらの利用をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 公民館についてのご質問にお答えをいたします。

まず、公民館活動の現在の状況でございますけれども、常陸太田地区といたしましては、各種教養・趣味の講座・教室、さらには、スポーツレクリエーション大会、三世代交流事業や敬老会等を活動としております。金砂郷地区では球技大会やウォーキング教室等、水府地区ではふるさと祭りを初め、体育祭、スポーツ大会等、里美地区では運動会やウォーキング教室、敬老会等を中心に行っております。これらの活動につきましては、それぞれ合併前から長い間、地区の実情に応じた形で実施されており、違いがあるのが現実でございます。

次に、運営組織につきましては、合併前に4市町村の条例、規則を整理統合いたしまし

て、現在各館の運営につきましては、公民館運営審議会、館長、主事のほか、必要に応じて嘱託職員を加えて行っているところでございます。

議員ご質問の中で、運営組織に地域差があってもよいのではないかとのご指摘でございますけれども、市の条例、規則の規定によりますと、公民館運営審議会委員につきましては、人数の上限はありますけれども、地区の実情に応じた人数とすることができること、また、主事につきましても、複数の人数を置いている状況もありまして、弾力的な組織ができるようになっております。

公民館の活動、運営組織のいずれにつきましても、合併前からの地域差をできるだけ近づける方向で、公民館長会議等を通して調整を行っているところでございます。また、現在、公民館の今後のあり方について、市社会教育委員会議に諮問中であり、今年度には答申の予定となっております。これらを参酌しながら、活動や運営組織が充実するよう、今後の調整に当たってまいりたいと思っております。

議長（生田目久夫君） 19番川又照雄君。

〔19番 川又照雄君登壇〕

19番（川又照雄君） ご答弁ありがとうございました。

最初の、認定農業者を含めた担い手の確保の点では、本当に大変でありますけれども、今後を考えますと、当然それはやらなければならない問題だと思っております。この確保・育成については、関係機関の連携も大切でしょうし、市としてもその役割を果たしてほしいと思っております。

その中で、担い手候補者の洗い出しや働きかけをする意味からも、農地基本台帳の整備が大切だと言われておりますけれども、本市における農地基本台帳は、それを十分対応できるものなのかを、1点お尋ねしたいと思います。担い手の意向に応じた計画にも時間を要することが懸念されますので、関係団体が総力を挙げて取り組んでほしいと要望いたします。農地基本台帳についての1点について答弁をお願いしたいと思います。

それから、耕作放棄地については、その中で、近年特に問題視されていることは、土地持ち非農家による耕作放棄の増加の問題と、もう1点は、相続により農地を所有することになった不在地主の問題があります。本市においてのその点での現況と、あるいは対応策もありましたらば、ご答弁をいただきたいなと思っております。

環境問題につきましては、今度は市民の役割として、不法投棄されやすい箇所を、市民一人ひとりが考え、それぞれの地域の中からその見回り活動などをする、言うなれば市民の役割としての環境教育・啓蒙について必要ではないかなと思っておりますので、この点についてのご所見をお伺いしたいと思います。

ごみの有料化、収集については理解をいたしました。

それから、公民館につきましても理解をいたします。

以上で、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 沼田久雪君登壇〕

産業部長（沼田久雪君） 2回目のご質問についてお答えいたします。

まず初めに、農地基本台帳の整備についてお答えをいたします。

農地基本台帳については、土地の登記簿等を基本として、日々台帳の加除を行っているところでございます。それらの整備対応をしておるところでございます。今後についても、引き続き、充実を図りまして、先ほどご質問のような状況に対応できるようにしてまいりたいと考えてございます。

次に、非農家による耕作放棄地の増加、相続による不在地主についてお答えいたします。

不在地主は、相続により非農家の方に所有権が移る場合などに見受けられるわけですが、現在、先ほど申しました流動化の面積が1つあるわけですが、不在地主というものになりますと、把握というものがされていない状況にはございます。これらについては、流動化を推進していく中で、全体的な把握、地域の農業委員、流動化委員、そういう関係者などからの情報を得ながら、今後把握に努めてまいりたいと考えています。以上でございます。

議長（生田目久夫君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） ただいま議員の方から、市民一人ひとりが考え、それぞれの地域の中から見回り活動などをすると提案がございましたが、まさしくその活動が市全体に広がって、市民一人ひとりが不法投棄は許さないという意識や注意の目を向けてくれるような活動が定着すれば、不法投棄にも相当な抑制効果ができると思います。そのためにも、合併間もない状況ではありますが、環境教育や啓蒙活動をすることによって、また、各地区には環境問題に真剣に取り組んでいる人たちがいるとのことでありますので、地域の結集力を期待し、徐々にであります、小さな芽が市民の活動へと発展できるような啓蒙活動にも、取り組んでまいりたいと考えております。